

佐賀県豊かな海づくり有明海地域推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、佐賀県豊かな海づくり有明海地域推進協議会(以下「地域協議会という。」)という。

(事務所)

第2条 地域協議会は、主たる事務所を佐賀県有明海漁業協同組合(佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地の2)に置く。

(目的)

第3条 地域協議会は、水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能の発揮を支える藻場・干潟等の機能維持・保全を図るため、漁業者や地域住民が行う効果の高い環境・生態系保全活動の推進等に資するほか、佐賀県豊かな海づくり推進協議会の目的を達成するため、有明海地域における実践的な協議・活動を推進していくことを目的とする。

(事業)

第4条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 環境・生態系保全活動支援事業に関すること
- 二 環境・生態系保全活動支援協議会運営事業に関すること
- 三 有明海の恵みと環境を守り育てていくための森・川・海が一体となった取組の推進と普及・啓発に関すること
- 四 その他目的達成のために必要なこと

2 地域協議会は、前項第一号及び第二号に関する事務の一部を他の団体に委託して実施することができるものとする。

第2章 会員等

(地域協議会の会員)

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一 佐賀県有明海漁業協同組合
- 二 佐賀県有明海漁協青年部
- 三 佐賀県漁協女性部連合会
- 四 佐賀県農協青年部協議会
- 五 佐賀県商工会青年部連合会
- 六 佐賀県地域婦人連絡協議会

- 七 佐賀県消費者グループ協議会
- 八 特定非営利活動法人佐賀県CSO推進機構
- 九 佐賀県建設業協会
- 十 佐賀県東部流域森林・林業活性化センター
- 十一 佐賀市
- 十二 鳥栖市
- 十三 多久市
- 十四 武雄市
- 十五 鹿島市
- 十六 小城市
- 十七 嬉野市
- 十八 神埼市
- 十九 吉野ヶ里町
- 二十 基山町
- 二十一 上峰町
- 二十二 みやき町
- 二十三 大町町
- 二十四 江北町
- 二十五 白石町
- 二十六 太良町
- 二十七 佐賀県有明海水産振興センター
- 二十八 佐賀県高等水産講習所
- 二十九 佐賀県生産振興部水産課
- 三十 佐賀県有明海再生・自然環境課

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届けなければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 地域協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること
- 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること

(役員任期)

第9条 役員任期は、平成26年3月31日とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、地域協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 会長が、特に必要と認める場合、費用を弁償することができる。

3 前第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
- 二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき
- 三 その他会長が必要と認めたとき

(総会の招集)

第14条 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画及び収支予算に関すること
- 二 年度事業報告及び収支決算に関すること
- 三 諸規定の制定及び改廃に関すること
- 四 環境・生態系保全活動支援事業に実施に関すること
- 五 環境・生態系保全活動支援協議会運営事業の実施に関すること
- 六 その他地域協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 地域協議会の規約の変更
- 二 地域協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに地域協議会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第五章 事務局

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、佐賀県有明海漁業協同組合に事務局を置く。

2 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

3 地域協議会は、業務の適性な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。

5 地域協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第21条 地域協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規定による。

一 事務処理規程

二 会計処理規程

三 文書取扱規程

四 公印取扱規程

五 内部監査実施規程

六 その他特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 地域協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

一 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程

二 役員等の氏名及び住所を記載した書面

三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第23条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第24条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 環境・生態系保全活動支援事業の交付金
- 二 国からの交付金と一体的に交付される地方公共団体からの交付金
- 三 環境・生態系保全活動支援協議会運営事業の交付金
- 四 その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 地域協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第26条 地域協議会の事務に要する経費は、第24条第1項第三号の環境・生態系保全活動支援協議会運営事業の交付金及び同条第四号のその他の収入をもって充てる。

2 地域協議会の事務に要する経費は、第24条第1項第一号及び第二号の資金から支弁してはならない。

(年度事業計画及び収支予算)

第27条 地域協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
 - 二 収支計算書
 - 三 正味財産増減計算書
 - 四 貸借対照表
 - 五 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、環境・生態系保全対策実施要領（平成21年4月1日付け20水港第25

67号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。)その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を水産庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該年度の年度事業報告書及び次年度の年度事業計画書
- 二 当該年度の正味財産増減計画書及び財産目録及び貸借対照表
- 三 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書

第7章 地域協議会規約等の変更、開催及び残余財産の処分

(規約の変更)

第30条 この規約を変更した場合は、水産庁長官の承認を受けなければならない。

(届出)

第31条 第21条各号に掲げる規程に変更があった場合には、会長は、遅滞なく水産庁長官に届け出なければならない。

(事業終了後及び地域協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第32条 第4条第1項第一号、第二号及び第三号の事業が終了した場合及び地域協議会が開催した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては要領に基づき水産庁長官に返還するとともに、同条第1項第一号及び第二号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て地域協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第33条 要領その他この規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年5月18日から施行する。
- 2 地域協議会の設立初年度の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、平成26年3月31日までとする。
- 3 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第27条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本地域協議会の設立初年度の会計年度については、第23条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成23年3月31日までとする。

